

熊本県公報

第 1 1 4 5 0 号
平成 18 年 8 月 30 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の指定……………(健康危機管理課) 1
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の辞退……………(") 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(嵐口加入区)……………(団体支援総室) 2
- " (新和町加入区)……………(") 2
- " (本渡市加入区)……………(") 3
- 公有水面埋立しゅん功認可……………(漁港漁場整備課) 3
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 4
- 指定居宅サービス事業所の指定(特定福祉用具販売)……………(高齢者支援総室) 4
- " (特定介護予防福祉用具販売)……………(") 4

公 告

- 阿蘇都市計画下水道の変更……………(都市計画課) 5
 - 開発行為工事完了……………(建築課) 5
 - "……………(") 5
 - ウイルス対策ソフト等のライセンス調達……………(情報企画課) 5
 - 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 7
 - "……………(") 8
 - "……………(") 8
 - 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………(") 8
 - "……………(") 8
 - "……………(") 9
 - 換地処分……………(農村整備課) 9
 - 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村計画・技術管理課) 9
- ### 登 載 依 頼
- 熊本県男女共同参画審議会の開催……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 9
 - 熊本県職業能力開発審議会の開催……………(労働雇用総室) 10
 - 第 7 回福祉コミュニティ特区有償運送協議会の開催……………(健康福祉政策課) 10

告 示

熊本県告示第 886 号

結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指 定

指令 番号	所 在 地	名 称	開 設 者		指定年月日
			住 所	氏 名	
25	八代市竹原町 1658-1	労災病院前調剤 薬局	熊本市九品寺三丁目 16 番 61 号	株式会社下川薬局	平成 18 年 6 月 6 日
26	八代市松江城町 3-19	総合病院前調剤 薬局	熊本市九品寺三丁目 16 番 61 号	株式会社下川薬局	平成 18 年 6 月 6 日
27	宇土市城之浦町 67	高浜医院	宇土市城之浦町 67	高濱 辰生	平成 18 年 7 月 1 日
28	天草市牛深町 1545-2	小島歯科医院	天草市牛深町 1540-2 シティベルいわさ き 102 号	小島 康紀	平成 18 年 7 月 13 日
29	玉名郡長洲町清源寺	西岡外科胃腸科	熊本市新屋敷一丁目	森 涼子	平成 18 年

	2635	医院	14-40-1405		7月14日
30	水俣市桜井町一丁目 2-8 松尾ビル 2F	あじさい薬局	人吉市土手町 37 番地	アドバンス株式会社	平成 18 年 8 月 3 日
31	天草市御所浦町御所 浦 2852-7	御所浦薬局	長崎県南島原市口之 津町甲 1191 番地 2	有限会社木山ファー マシー	平成 18 年 8 月 7 日
32	菊池郡大津町大津 1195-5	あおい薬局 大 津店	熊本市保田窪五丁目 10 番 29 号	有限会社あおい薬局	平成 18 年 8 月 7 日

熊本県告示第 887 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

辞退

所在地	名称	開設者		辞退年月日
		住所	氏名	
八代市竹原町 1658-1	労災病院前調剤薬局	熊本市出仲間九丁目 7 番 21 号	株式会社下川 調剤	平成 18 年 6 月 5 日
八代市松江城町 3-19	総合病院前調剤薬局	熊本市出仲間九丁目 7 番 21 号	株式会社下川 調剤	平成 18 年 6 月 5 日
宇土市城之浦町 67	高浜病院	宇土市城之浦町 67	高濱 辰生	平成 18 年 6 月 30 日
天草市牛深町 1545-2	ふじ歯科医院	天草市牛深町 1917-2 荒木アパート 101 号	森本 武彦	平成 18 年 6 月 30 日
玉名郡長洲町清源寺 2635	西岡外科胃腸科医 院	玉名郡長洲町清源寺 2640	西岡 忠祐	平成 18 年 7 月 13 日
八代市鏡町鏡 169	守安外科医院	熊本市京町本丁 6-18 -2	守安 真佐也	平成 18 年 7 月 31 日

熊本県告示第 888 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名称
嵐口加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草市御所浦町御所浦 2931 番地の 3 竹部 寿伯
天草市御所浦町御所浦 2774 番地 脇島 成郎
天草市御所浦町御所浦 2767 番地 竹内 繁喜
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
嵐口漁業協同組合及び御所浦町漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 18 年 8 月 30 日から平成 18 年 9 月 13 日まで
- 5 縦覧場所
嵐口漁業協同組合及び御所浦町漁業協同組合

熊本県告示第 889 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名称

- 2 新和町加入区
発起人の住所及び氏名
天草市新和町大多尾 2637 番地 浜 悦男
天草市新和町小宮地 9542 の 2 番地 松田 博文
天草市新和町中田 2396 番地 竹本 健一
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 18 年 8 月 30 日から平成 18 年 9 月 13 日まで
- 5 縦覧場所
天草漁業協同組合

熊本県告示第 890 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区
本渡市加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草市本渡町広瀬 1112 番地 6 堀田 淳
天草市楠浦町 45 番地 10 浜 季男
天草市志柿町 3135 番地 永野 公介
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 18 年 8 月 30 日から平成 18 年 9 月 13 日まで
- 5 縦覧場所
天草漁業協同組合

熊本県告示第 891 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日
平成 18 年 8 月 23 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
天草市東浜町 8 番 1 号 船津漁港管理者 天草市
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - 1 工区
天草市河浦町宮野河内字元浦 309 の 1、平成 8 年 5 月 2 日付け熊本県指令漁第 3 号の免許に係る埋立地先公有水面
 - 2 工区
平成 8 年 5 月 2 日付け熊本県指令漁第 3 号の免許に係る埋立地、天草市河浦町宮野河内字前田 336 の 7、337 の 15 並びに字尾崎 337 の 5 及び 337 の 6 に隣接する無番地先公有水面
 - (2) 区域
 - 1 工区
次の①の地点から②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨の各地点を順次直線で結んだ線、⑨の地点と⑩の地点を結ぶ平成 8 年 5 月 2 日付け熊本県指令漁第 3 号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（DL + 3.39m により決定）及び⑩の地点と①の地点とを結ぶ平成 12 年秋分の日満潮位（DL + 3.39m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 天草市河浦町宮野河内地積図根三角点 B2 - 5（北緯 32 度 18 分 13.5337 秒 東経 130 度 08 分 45.4662 秒）から 245 度 56 分 52 秒 583.629m の地点
 - ②の地点 ①の地点から 99 度 16 分 27 秒 44.062 メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から 189 度 00 分 00 秒 145.000 メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から 275 度 00 分 00 秒 82.195 メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から 277 度 00 分 00 秒 3.382 メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から 279 度 30 分 00 秒 3.363 メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から 281 度 30 分 00 秒 4.682 メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から 290 度 00 分 00 秒 4.687 メートルの地点

- ⑨の地点 ⑧の地点から 292 度 30 分 00 秒 4.311 メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 30 度 00 分 00 秒 145.000 メートルの地点

2 工区

次の①の地点から②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧の各地点を順次直線で結んだ線、⑧の地点と⑨の地点を結ぶ平成 12 年秋分の日満潮位 (DL + 3.39m) における公有水面と陸地との境界線、⑨の地点と①の地点を結ぶ平成 8 年 5 月 2 日付け熊本県指令漁第 3 号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線 (DL + 3.39m により決定) により囲まれた区域

- ①の地点 天草市河浦町宮野河内地積図根三角点 B2 - 5 (北緯 32 度 18 分 13.5337 秒 東経 130 度 08 分 45.4662 秒) から 238 度 08 分 43 秒 727.684m の地点
- ②の地点 ①の地点から 113 度 00 分 00 秒 4.966 メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 108 度 30 分 00 秒 5.411 メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 103 度 00 分 00 秒 5.396 メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 98 度 00 分 00 秒 3.870 メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 95 度 00 分 00 秒 3.888 メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 94 度 30 分 00 秒 81.460 メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 190 度 00 分 00 秒 41.291 メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 276 度 36 分 21 秒 113.005 メートルの地点

(3) 面積

- 1 工区 10,464.35 平方メートル
- 2 工区 4,541.05 平方メートル
- 合計 15,005.40 平方メートル

4 埋立地の用途

漁村再開発施設用地

5 関係書類の備置場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに天草市経済部水産課

熊本県告示第 892 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 8 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	山西大津線	菊池郡大津町大字錦野字西迫 430 番 1 地先から 同町大字錦野字御的鶴 406 番 5 地先まで	296	単道改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 8 月 31 日

熊本県告示第 893 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
JA かみましき福祉センター 上益城郡山都町浜町 184 番地	上益城農業協同組合	平成 18 年 8 月 16 日

熊本県告示第 894 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
JA かみましき福祉センター 上益城郡山都町浜町 184 番地	上益城農業協同組合	平成 18 年 8 月 16 日

公 告**熊本県公告第 650 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
阿蘇都市計画下水道 阿蘇公共下水道
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 651 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字枉松 348 番 2、同 350 番 1 及び同 351 番 1
3,452.10 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市須屋 350 番地
柏尾真千子
合志市須屋 350 番地
柏尾英樹

熊本県公告第 652 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字古閑字大峯 69 番 1
4,572.44 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市尾ノ上一丁目 5 番 20 号
株式会社南栄開発

熊本県公告第 653 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
ウイルス対策ソフト等のライセンス調達 一式
 - (2) 調達ライセンスの内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
平成 18 年 9 月 30 日（土）
 - (4) 納入場所
仕様書のとおり
 - (5) 入札方法
 - ア 入札金額は、当該ライセンス調達に係る総額とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及

- び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（平成 14 年熊本県告示第 839 号）による審査のうえ、入札参加資格を有するとし、紙、文具、事務機類販売業種、電気製品並びに電気関係機械器具類販売業種又は電気通信機材、器具類販売業種に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の（3）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 競争入札参加資格確認申請書を平成 18 年 9 月 7 日（木）午後 5 時までに熊本県地域振興部情報企画課管理班に提出し審査を受け、承認を受けた者であること。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 18 年 8 月 30 日（水）から平成 18 年 9 月 7 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
4 に記載のとおり
- (3) 提出方法
4 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課管理班（県庁行政棟新館 9 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 3083 ダイヤルイン 096-333-2143
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 8 月 30 日（水）から平成 18 年 9 月 14 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 18 年 9 月 15 日（金）午後 1 時 30 分から
イ 場所
熊本県地域振興部情報企画課内（県庁行政棟新館 9 階）
- (4) 入札書の提出方法
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 9 月 14 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額（当該調達役務の利用期間（3 年間）に係る総額）の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保

- 証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 5 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 4 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 654 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 8 月 1 日
- 2 名称
特定非営利活動法人国際スポーツソサエティ
- 3 代表者の氏名
潮谷 眞
- 4 主たる事務所の所在地
阿蘇市黒川 918 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、青少年に対して、スポーツ活動・社会活動に関する事業を行い、公共の福祉に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 655 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。
平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 8 月 7 日
- 2 名称
NPO 法人お達者くらぶ連絡協議会
- 3 代表者の氏名
前田 美保子
- 4 主たる事務所の所在地
球磨郡あさぎり町岡原南 2112 番地 1
- 5 定款に記載された目的
熊本県内の高齢者や子供など地域住民が共に活動し、お互いに交流を深めながら加齢に伴う認知症予防対策や介護保険費の抑制対策などを共に考え、実践することにより地域における在宅福祉を支援し、子育てを支援して行くことを目的として、NPO 法人お達者くらぶ連絡協議会を設立する。

熊本県公告第 656 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。
平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 8 月 8 日
- 2 名称
特定非営利活動法人親和会
- 3 代表者の氏名
白坂 久美
- 4 主たる事務所の所在地
水俣市白浜町 32 番 1 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行うことにより、地域での障害者の自立支援を図り、地域社会の福祉に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 657 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。
平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 8 月 1 日
- 2 名称
特定非営利活動法人お一さあ
- 3 代表者の氏名
小笠原 嘉祐
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市黒髪五丁目 23 番 1 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、熊本市及び熊本市近郊の生活支援を必要としている子供、高齢者、障害をもつ人々に地域生活支援サービスを提供するとともに、学齢期児童の一時預かり、また子育て期の母親父親支援等日常的な交流を通して地域に密着した福祉サービス事業を展開することにより、ひろく県民の公益の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 658 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。
平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 8 月 11 日

- 2 名称
特定非営利活動法人福祉センターきんもくせい
- 3 代表者の氏名
宮本 剛
- 4 主たる事務所の所在地
上益城郡甲佐町大字横田 104 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、福祉に係る活動をとおして、高齢者をはじめとする地域住民に対し、安心して暮らすことのできる生活環境の実現を援助し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 659 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 8 月 16 日
- 2 名称
特定非営利活動法人えんば
- 3 代表者の氏名
福田 誠治
- 4 主たる事務所の所在地
宇城市松橋町曲野 1227 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者や障害を持った方に対して、地域生活支援に関する事業を行い、地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 660 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定に基づき、山鹿市長中嶋憲正から浦矢谷地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 661 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営丸岡地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営丸岡地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 8 月 31 日から平成 18 年 9 月 28 日まで
- 3 縦覧場所
山江村役場

登載依頼

熊本県男女共同参画審議会公告第 16 号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県男女共同参画審議会
会 長 高 木 絹 子

- 1 開催日時
平成 18 年 9 月 7 日（木）

- 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階「審議会室」
 - 3 議題
(1) 男女共同参画県民の手引きについて
(2) その他
 - 4 傍聴者の定員
10 人
 - 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付の上事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県男女共同参画審議会事務局（熊本県総務部男女共同参画・パートナーシップ推進課）
(電話 096-333-2287)

熊本県職業能力開発審議会公告第 4 号

熊本県職業能力開発審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 8 月 30 日

熊本県職業能力開発審議会
会 長 山 下 勉

- 1 開催日時
平成 18 年 9 月 14 日（木）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁 本館 5 階審議会室
- 3 議題
(1) 第 8 次熊本県職業能力開発計画（案）について
(2) 第 8 次熊本県職業能力開発計画答申（案）について
- 4 傍聴者の定員
10 名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県職業能力開発審議会事務局（熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室）
(電話 096-333-2344)

福祉コミュニティ特区有償運送協議会公告第 1 号

第 7 回福祉コミュニティ特区有償運送協議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 18 年 8 月 30 日

福祉コミュニティ特区有償運送協議会

- 1 開催日時
平成 18 年 9 月 6 日（水）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分
- 2 開催場所
宇城市松橋町久具 400-1
宇城地域振興局 3 階大会議室
- 3 議題
(1) 道路運送法の改正について
(2) 事業実績報告について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
20 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、開催場所において受付のうえ、福祉コミュニティ特区有償運送協議会事務局の指示に従い、会議の会場に入室できます。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

福祉コミュニティ特区有償運送協議会事務局

(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室まちづくり推進班)

(電話 096-333-2202)

(ファックス 096-387-5992)

